

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 8 日現在

機関番号：13201

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730076

研究課題名（和文）2008 年フランス時効法改正に関する研究

研究課題名（英文）A study of the Act of 17 June 2008 concerning the amendment to extinctive prescription of France

研究代表者

香川 崇 (KAGAWA TAKASHI)

富山大学・経済学部・准教授

研究者番号：80345553

研究成果の概要（和文）：フランスにおいて、「民事時効改正に関する 2008 年 6 月 17 日の法律」が、公布・施行され、新たな消滅時効法制度が成立した。この新たな消滅時効制度の意義について検討した。特に、この法律における時効の停止の意義、並びにこの法律の定める時効の停止と特別法上の中断・停止規定との関係について検討した。その結果、この法律は、権利者が不知の場合や不可抗力のために権利行使できない場合に時効が進行しないことが認められる反面、上限期間を定めていることが明らかになった。また、この法律の停止規定は特別法上の中断規定と調整する必要があることが分かった。

研究成果の概要（英文）：In France, " the Act of 17 June 2008 concerning the amendment to extinctive prescription " was promulgated and enforced, new legislation about extinctive prescription was enacted. I examined the significance of this legislation. Specially, I examined the suspension of extinctive prescription and the relation between this legislation and a special law. This legislation prescribes the suspension in case of ignorance and impediment beyond creditor's control, on the other hand, it prescribes the long-stop period. The suspension of this legislation might conflict with the interruption of special law.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	900,000	270,000	1,170,000
2010 年度	800,000	240,000	1,040,000
2011 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：民法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法

## 1. 研究開始当初の背景

近年、ヨーロッパでは、消滅時効法の改正が進められてきた。ドイツでは、2002 年に時効法が改正された。また、ヨーロッパ契約法原則（2002 年公表）やユニドロワ国際商

事契約原則（2004 年改定）等も新たな時効制度を提案している。フランスでも、2008 年 6 月に「民事時効改正に関する 2008 年 6 月 17 日の法律」（以下、この法律を「2008

年法」、この法律によって新たに定められた消滅時効法を「新時効法」という)が、公布・施行された。この法律は、ヨーロッパにおける最新の消滅時効法であり、様々なヨーロッパの時効法改正について検討した上で定められたものである。

近時わが国でも、民法(債権法)改正検討委員会において、債権法改正が進められており、その改正対象に時効法も含まれている。

このような世界的潮流やわが国の債権法改正の動向からすれば、フランスの新時効法の研究が不可欠である。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、2008年法で定められた新時効法の意義を明らかにすることである。具体的には、2008年法で定められた新時効法中の各制度がいかなる意義を有し、それらがどのような関係にあるのか(1)、そして、特別法上の時効法といかなる関係にあるのか(2)を明らかにすることである。

### (1) 新時効法における様々な制度

新時効法では時効完成に要する期間(以下、この期間のことを「時効期間」という)が、1804年の民法典に定められていた時効法(以下では、これを「旧時効法」という)の30年から5年へと短縮された。それと共に、事実上の障害のために権利行使できない者に対して時効が進行しないとすることで、起算点の柔軟化が図られている(2224条、2234条)。また、当事者の合意によって中断事由の追加が認められた(2254条2項)。消滅時効完成後の弁済について、旧時効法は何らの定めもおいていなかったが、新時効法は消滅時効完成後の弁済も有効な弁済であるとする(2249条)。これらの制度は、いずれも旧時効法に規定されていなかったものである。2008年法の制定以前の学説・判例と対比することで、これらの制度の意義について検討

する。

また、新時効法では上限期間が定められており(2231条)、時効の停止や中断による時効期間の伸張を一定期間に制限している。前述の起算点・停止・中断制度の改正と上限期間制度がいかなる関係にあるのについても検討する。

### (2) 新時効法と特別法の関係

新時効法は、保険法、消費者法、環境法、公衆衛生法上の時効制度とも関連するものである。これら特別法上の時効制度のうち、保険法は、独自の時効期間だけでなく、独自の中断制度を備える。新時効法上の諸制度が、特別法上の時効制度といかなる関係にあるのかを検討する。

## 3. 研究の方法

本研究では、フランス時効法に関する資料を調査・収集し、その分析を行った。調査・収集した文献は2008年法に関する立法関連資料だけではない。2008年法の立法担当者の真の意図や2008年法のフランスにおける革新性を明らかにするために、新時効法成立前の学説・判例についても調査・収集し、検討を行った。

## 4. 研究成果

本研究では、特に、新時効法における時効期間の短期化と起算点(1)、合意による中断事由の追加(2)、消滅時効完成後の弁済(3)、特別法と新時効法の関係(4)について調査・検討を行った。

### (1) 時効期間短期化と起算点

#### ①判例における消滅時効の起算点の柔軟化

旧時効法における「時効の停止」には、(ア)時効の進行を開始させないものと(イ)いったん進行開始された時効の進行が休止させるものがあるとされていた。このうち、(ア)は、わが国において起算点の問題とされてい

るものである。新時効法は、(ア)を時効の停止ではなく、起算点に関するものとする。

フランスの判例は、(旧時効法における債権一般の時効期間である)30年よりも短期の消滅時効において、事実上の障害のために権利行使できない者に対して、法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない

(*Contra non valentem agere non currit praescriptio*)」に基づき、時効の停止を認めていた。しかし、19世紀の多数説は、事実上の障害に対して法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」を適用することに否定的であった。それは、(ア)権利者の権利行使に関する事実上の障害の発生可能性を考慮した上で、長期の時効期間が定められていること、(イ)法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」が衡平に基づくものであって、裁判官によってこの法諺が恣意的に用いられる危険性があることを理由とした。

20世紀になって、カルボニエは、法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」の重要性を強調した。すなわち、現実社会において、消滅時効から恩恵を受ける者は、銀行や保険会社等の会社組織であって、法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」によって時効の停止を認めることは、会社に比して経済的弱者である個人の権利を保護する、と。もっとも、カルボニエは、時効制度自体を放棄しない限り、この法諺による個人的利益の救済には限界があるとして、この法諺の適用が予備的かつ限定的でなければならないとしていた。

## ②債権一般の消滅時効の時効期間の短縮と起算点の柔軟化

カルボニエが正当にも指摘するとおり、法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」は、時効による権利消滅から個

人的利益を保護するものである。しかし同時に、この法諺が恣意的に用いられると時効完成が極めて困難なものとなり、時効制度自体を形骸化させる恐れがあった。

2008年法は、普通時効期間を30年から5年に短縮すると同時に、消滅時効の起算点を「権利の行使を可能とする事実を知り、または知るべきであった時」とした(2224条)。これに加えて、「法律、合意、または不可抗力に起因する障害によって訴えることが不可能な者に対しては、時効は進行を開始せず、または停止する」と定めた(2234条)。立法担当者の説明によれば、本条は、法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」を立法として採用するものであり、新たな時効法に衡平を導入し、柔軟性を持たせるものであるとされる。

2224条・2234条は、事実上の障害のために権利行使できない権利者を保護するものであるが、同時に、消滅時効の完成を形骸化させる恐れがあった。そこで、新時効法は、消滅時効の上限期間を定めている。すなわち、「時効の起算点の延期、停止または中断は、その効果として、権利の発生時から20年を超えて消滅時効期間を伸張し得ない」(2232条1項)とするのである。立法担当者は、時効が社会平和(*paix sociale*)にとって不可欠な制度であるから、法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」の導入によって不明瞭になった消滅時効の起算点に影響を受けない期間、すなわち上限期間を定める必要があるという。

### (2) 合意による中断事由の追加

#### ①学説・判例における合意による中断事由の追加

1930年7月13日の法律で保険法が制定されるまで、保険契約の約款上、1年未満の短期の消滅時効が定められることが少なくな

かった。この約定上の短期消滅時効にかかる各種訴権につき、民法典上中断事由とされていない権利者の行為（例えば、裁判外の催告）に中断効を与えるべきか否かが、破毀院で争われた。破毀院は、これを保険契約上の条項の解釈に基づいて解決することとした。例えば、保険約款の条項の解釈において、単なる催告で時効が中断する旨の合意があったと推認される場合には、債権者の単なる催告だけで時効中断を認めた。

このような判例の展開を受けて、ボードリー・ラカンティヌリー＝ティシェは、時効期間が合意によって短縮された場合であれば、その時効が民法上の時効から「約定上の時効」へと転換しており、それゆえに中断事由を追加する合意も可能であるとした。

1930年7月13日の法律によって保険法が定められ、時効期間が2年とされ（同法25条）、その期間を短縮する合意が禁止され（同法26条）、鑑定人の選任による時効の中断や、保険者から保険契約者に向けて送達された書留郵便による保険料支払請求訴権の時効の中断（同法27条）が定められた（その後、1972年7月11日の法律によって、保険料支払請求訴権に限らず、保険契約上の訴権一般につき、保険者だけでなく、保険契約者からの書留郵便でも中断が認められるようになった）。

この立法によって、合意による時効中断事由の追加に関する議論はいったん解決を見たかのように思われた。しかし、プラニオル＝リペールは、法定中断事由の公序性を否定し、時効期間が短縮された場合だけでなく、当事者が合意によって自由に中断事由を追加することができることを主張した。破毀院もまた、当事者が合意によって中断事由を追加することができることをとした（Cass. civ. 1<sup>re</sup> 25 juin 2002, Bull. Civ. I, n<sup>o</sup> 174, D. 2002.155 note

Philippe STOFFEL-MUNCK）。

このような学説・判例に対して、ストフェル＝マンクは、合意による時効中断を簡単に認めると、永久に時効が完成しないこととなり、時効の機能それ自体を脅かすのではないかと、疑問を呈していた。

## ②新時効法における合意による中断事由の追加

フランスの旧時効法における中断制度は、わが国の中断制度と同様の制度であった。わが国の債権法改正作業において、時効の中断制度を別の制度へと変革することが提唱されている。しかし、フランスでは、法律家の習慣を急変させない等の理由から、新時効法は、旧時効法と同様の中断制度を備える（2241条）。そして、新時効法は、破毀院判例を踏まえて、当事者の合意による中断事由の追加を認める（2254条2項）。もっとも、保険法・消費者法の適用される場面では時効についての契約自由は否定されている（消費者法典L.137-1条、保険法典L.114-3条）。立法担当者は、その立法理由を、契約当事者間における明確な不均衡の存在に求める。

2008年法は追加できる中断事由について特に制限を定めておらず、そのままでは、ストフェル＝マンクの指摘した問題が生ずる可能性があった。そこで、消滅時効の起算点・停止と同様に、上限期間によってその上限を画することで、時効制度が形骸化するのを防止している。すなわち、合意によって定められた中断事由に基づいて時効が中断したとしても、権利の発生時から20年を越えることはできない（2232条1項）。

### （3）消滅時効完成後の弁済

#### ①判例における時効完成後の弁済

1938年、破毀院は、時効完成後に相続税が弁済された後に、債務者が時効の完成を主張して金銭の返還を請求した事案において、

時効完成後の弁済が有効な弁済であるとして、債務者の請求を棄却した (Cass. req. 17 janvier 1938, D.1940.1.57.)。その後も、破産院は、時効完成後の弁済が有効な弁済であるとした。しかし、いくつかの学説は、これらの判例が時効完成後の自然債務の存続を承認するものであって、時効完成後の弁済が1235条2項(「任意に弁済された自然債務に関しては、返還請求は認められない」)の適用の結果として、有効な弁済になると考えていた。もっとも、判例は、その法的構成を明確にすることなく、時効完成後の弁済が、債権者からの催告後になされた弁済であっても、債権者からの圧力の下での弁済でなければ、有効な弁済であるとしていた。時効完成後の弁済の有効性を1235条2項に求めるのであれば、判例は、債権者からの催告後になされた弁済も債務者の「任意の弁済」であると解していることとなり、「任意の弁済」要件を緩やかに解釈するものといえよう。これに対して、時効の援用がなされるまで、債務が有効に存続すると解することで、時効完成後の弁済の有効性を基礎づける学説も存在した(ボードリー・ラカンティヌリー＝ティシエ等)。

2005年に司法大臣に提出された『債権法改正準備草案』の時効部分を担当したマロリーは、債務者が時効完成を知らずにした時効完成後の弁済を、自然債務についての「任意の弁済」と解することに疑問を呈する。そこで、マロリーは、時効完成後の弁済を1235条2項の問題とするのではなく、同条3項に「時効にかかった債務の弁済は返還請求できない」という規定を新設して対応すべきであると提案した。

## ② 新時効法における時効完成後の弁済時効の援用

新時効法でも、時効は援用されねばならな

いとする(2247条)。もっとも、立法担当者は、消滅時効によって何が消滅するのかという議論を無駄なものであると考えており、時効完成後の債務の存続の有無について特に言及していない。

2008年法は、マロリーの提案を否定して、時効法の中に「債務を消滅させるためにした弁済は、時効の期間が経過したことのみを理由として返還を請求することができない」(2249条)とする規定を定めた。立法担当者は、圧力の下でなされた弁済でない限り、時効完成後の弁済を有効とするのが判例であり、これを追認したと説明する。

(4) 新時効法と特別法上の時効制度の関係  
前述のとおり、フランスでは1930年7月13日の法律によって保険法が定められた。ここでは、(ア)鑑定人の選任による時効の中断と、(イ)保険者から保険契約者に向けて送達された書留郵便による保険料支払請求訴権の中断が定められた(同法27条)。(イ)の中断事由につき、1972年7月11日の保険法規定を改正する法律は、保険者だけでなく、保険契約者からの書留郵便でも、保険契約上の訴権一般を中断できることを認めた。立法担当者は、その趣旨を次のように説明する。すなわち、保険契約者が保険会社の怠慢の犠牲者となるのを避けるために、保険契約者の手紙による中断を認めるのである、と。

2008年法における新時効法は限定的ではあるが、交渉による時効の停止を認めている。すなわち、調停又は斡旋の第一回目の会合の時点から時効の進行が停止し、調停又は斡旋終結が宣言された日から進行が再開し、その後6ヶ月内は時効が完成しないとされる(2238条)。

2238条の定める時効の停止は、保険法上の中断事由、とりわけ「鑑定人の選任」による中断と衝突する可能性がある。それは、「鑑

定人の選任」は、調停や斡旋のような交渉期間中若しくは交渉に極めて隣接した時点において行われる場合が少なくないからである。フランスの近時の学説は、鑑定人の選任が交渉による停止の前か後かによって分けて考えるべきであると主張する。すなわち、交渉による停止前に鑑定人の選任がなされた場合、時効が中断するが、交渉による停止後に鑑定人の選任がなされた場合、その停止の効力が保持され中断効が排除されると解するのである。

#### (5) 新時効法の意義とわが国への示唆

2008 年法における新時効法の立法担当者は、消滅時効が法的安全のために絶対必要なものであるとし、時効の存在理由が公益にあることを示す。そのために、上限期間を定め、時効の実効性と完成時期の予測可能性を確保している。もっとも、起算点を柔軟化し、合意による中断の追加を認めることで、個人の権利保護を図っている。したがって、2008 年法における新時効法は、法的安全という公益の要請と個人の権利保護の要請に配慮した立法であるといえるだろう。

わが国における消滅時効法改正においても、公益的な趣旨を有する時効制度において、個人の権利保護をいかに図っていくのかを十分検討すべきであり、フランスの新時効法はその際の参考となると思われる。

#### (6) 新時効法に関する今後の検討課題

もっとも、今回の 2008 年法において、消滅時効に関する問題の全てが解決したわけではない。とりわけ、消滅時効によって消滅するのが、権利なのか訴権なのかという論点について、新時効法は曖昧さを残している。それは、立法担当者が、消滅時効によって何が消滅するのかという議論を無駄なものであると考えているからであった。もっとも、2219 条は、消滅時効を「一定の期間にわた

る権利者の権利不行使によって、権利を消滅させる事由」と定義する。ある研究者は、この規定が、実体法上の権利を消滅させ、時効完成後に何らの債務も存続させないのが消滅時効制度であるという解釈に結びつきやすいものであると指摘する。今後フランスでは、時効制度を実体法上の権利得喪方法とした解釈が展開する可能性がある。このような観点からも、今後の時効法に関するフランス学説の展開に注目しなければならないだろう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

①香川 崇「わが国における消滅時効の起算点・停止(一)」富大経済論集第 56 巻第 2 号 49-92 頁(2010) 査読無

②香川 崇「わが国における消滅時効の起算点・停止(二)」富大経済論集第 57 巻第 1 号 65-103 頁(2011) 査読無

③香川 崇「わが国における消滅時効の起算点・停止(三・完)」富大経済論集第 57 巻第 2 号 141-182 頁(2011) 査読無

④香川 崇「立法紹介「時効法の改正-民事時効改正に関する 2008 年 6 月 17 日の法律第 561 号」」日仏法学 26 号 167-170 頁(2011) 査読無

〔学会発表〕(計 1 件)

香川 崇「消滅時効の起算点・停止に関する基礎的考察—フランスにおける学説・判例の検討—」第 114 回九州法学会(2009 年 6 月 28 日、於：鹿児島大学)

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

香川 崇 (KAGAWA TAKASHI)  
富山大学・経済学部・准教授  
研究者番号：80345553

##### (2) 研究分担者

なし

##### (3) 連携研究者

なし